

令和元年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月24日（木）午後1時から午後2時42分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (12人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (4人)

委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	8番	島田俊行
委員	12番	横塚洋一

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 川田昌弘

主査 飯塚康夫

主事補 上野川拓朗

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和元年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、11名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号5番 新井勉委員、議席番号8番 島田俊行委員、議席番号12番 横塚洋一委員の4名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は11名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 なお、本日は農地利用最適化推進委員12名に傍聴していただいております。

ります。

ただいまから、令和元年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川上美由紀委員、議席番号9番 立川久恵委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和元年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和元年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条542番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円。大農機具の所有状況は、トラクター、動力噴霧器各2台、軽トラック、管理機、田植機各1台を所有しており、コンバイン1台をリースしております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条543番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、噴霧器各1台を所有しており、田

植機、コンバイン各1台をリースしております。農作業従事人数は2人、従事日数は322日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条544番から546番は新規就農するという案件です。

3条544番 契約内容は、賃借権の設定10年です。

3条545番 契約内容は、賃借権の設定10年です。

3条546番 契約内容は、賃借権の設定10年です。

大農機具の所有状況は、トラクター、深耕ロータリー、ダブルアタッカー、キャリア動噴各1台を購入予定となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は670日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条547番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円。大農機具の所有状況は、トラクター、ミニ耕運機、刈払機、噴霧器各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を、地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条548番は農地所有適格法人として新規就農するという案件です。

契約内容は売買による所有権の移転です。対価は5筆合計〇〇円。大農機具の所有状況は、トラクター1台を購入予定となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は550日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきま

ては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条549番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、軽トラック各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は530日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

(島田一男委員 入室13:19)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条544番から3条546番及び3条548番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。まず、議案第1号3条544番から3条546番の案件について、審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

10月15日に、委員5名が出席して審査会を行いました。

3条544番、545番、546について報告します。

本申請につきましては、賃借権の設定3件の申請になります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、申請人夫婦と母親の計3名、また収穫時期にはパートなどを雇い農業経営をしていきます。

作付計画としましては、イチゴとなっております。作付面積は5年後を目標に2,000㎡を作付け予定です。

農業経験につきましては、4月から研修を行っています。また、2年ほど前から安足農業振興事務所に新規就農に関することを相談されるなど準備を進めてきました。出荷先ですが、イチゴはJA佐野に出荷する予定です。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。続きまして、3条548番の案件について、

審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

9月18日に、委員6名が出席して審査会を行いました。

3条548番について報告します。

本申請につきましては、所有権の移転1件の申請になります。

法人の代表取締役は、運送業及び林業を営んでいます。この度、林業の仕事で山の樹木を伐採したところ植樹するには景観等が素晴らしいところから他の分野を志したいと思い、牛、豚等と比べて手がかからない羊を飼育しようと考え会社を立ち上げ、申請地を採草放牧地として取得するため、農地所有適格法人として新規就農したいという案件です。

申請地の現況は、いずれも特に問題なく、代表取締役と息子、役員の3名で農業経営をしていきます。また、地区に所在する団体のメンバーが応援作業を実施する予定となっております。

作付計画としましては、イタリアンライグラスという品種の牧草を申請地の内、〇〇㎡で育て残り〇〇㎡を羊小屋として利用する予定となっております。羊は初年度に6頭購入し繁殖させ、数年後には最大30頭ほどを申請地で育て、3年から4年を目標に放牧場を設置し、放牧予定です。また、地域との協議を行うよう指導しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については、ご報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(立川勝美委員 挙手)

議席番号 6番 立川勝美委員、どうぞ。

6番
立川勝美委員

はい、3条548番について、羊を飼育し、まず6頭から30頭に増やす計画との話ですが、近隣の人家はどの程度ありますか。

13番
相場委員

まず、牧場のすぐそばが法人の代表の家です。次に近い家はそこから150mほど斜面を下った先にあります。先日の新規就農審査会でも指導しまして、公害等の問題が出ないように運営をしてもらうために、来

月早々に住民の皆さんと話合いの機会を設けていただきます。

6 番
立川勝美委員

はい、わかりました。

議 長

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 1 号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長

起立全員であります。よって、議案第 1 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第 2 号の説明をさせます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和元年 10 月 24 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 2 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第 2 号について、調査班、お願いします。

調査班

5 条 6 6 9 番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林」、西は「畑」、南は「市道幅員 8 m」、北は「市道幅員 4 m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 3 種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可」です。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条670番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「畑」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条671番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「山林」、南は「山林」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条672番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「県道幅員14m」、西は「宅地」、南は「県道幅員14m」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条673番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員1m」、西は「宅地、畑」、南は「畑」、北は「宅地・認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条674番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「市道幅員6m」、南は「畑」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条675番について報告します。

本申請は、養魚場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「水路」、南は「田」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が養魚場であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(遠藤委員 挙手)

議席番号3番 遠藤 宏委員、どうぞ。

3番
遠藤委員

はい、5条675番について、工事計画の着手年月日が〇〇年からとありますが、説明をいただけますか。

事務局

はい、説明いたします。本件は是正案件でして、〇〇年頃に受人が渡人の許可を得て掘削し、池を作って養魚を実施していました。本人とすると養魚事業でしたので農地法違反の認識はありませんでしたが、所有権移転ができないことについて相談があり、農地の適正な利用としての養魚事業なのか、農地法の範疇を超えての養魚事業なのかが問題の一つとなりました。実際に現地を調査したり、県農政課に相談して対応しておりました。こちらが農振農用地でしたので、除外を含めてどのような手続きが望ましいかを県農政課に相談したところ、恒久的に養魚事業に使われ、深さも1m弱ほどあり、本人も今後も養魚事業に利用したいとの話でしたので、農振農用地から除外の上、正式に養魚場として農地転用をしていただきました。

(立川勝美委員 挙手)

議 長

議席番号6番 立川勝美委員どうぞ。

6番
立川勝美委員

参考にお伺いします。農地法において、農地の利用としての養魚とは、田に工事等せずにそのまま使うことだと思われませんが、実際はどのようなものが当てはまりますか。

事務局

はい、仰るとおりで、水稻を栽培しない冬期に実施している新潟県での例ですと、工事をせずに通常の畦畔のまま利用しています。

6番
立川勝美委員

今回の場合はコンクリートで固めたりはしていますか、また固める予定ですか。

事務局

一部畦畔の補強でコンクリートが打ってある所はありますが、池自体は素掘りで周りは土の状態です。春から秋にかけて水を入れて営業をして、冬は次のシーズンに備えて水を抜いて自然乾燥による消毒をするそうです。成長した金魚は申請地の北にある別の池で管理しています。

6番
立川勝美委員

養魚は鳥の被害で採算が全然とれないと聞きましたので、大丈夫でしょうか。また、受人には、今後事業を行う上で農地の違反転用にならないよう注意するよう指導をお願いします。

事務局

受人は池にネットをつけるなど対策をしておりますが、農業委員からもアドバイスがあったことは本人に伝えたいと思います。

議 長

ここで私も質問させていただきます。養魚場の池の水位はどの程度でしょうか。

事務局

はい、冬と夏の池を見比べると、深さはおよそ1mだと思われます。

(島田一男委員 挙手)

議 長

議席番号14番 島田一男委員、どうぞ。

14番
島田一男委員

5条673番について、一般住宅について、進入路はどこでしょうか。

事務局 はい。進入路は北側の認定外道路、実測で幅員 2 mほどの場所から進入いたします。

1 4 番
島田一男委員 新しい住宅を建てるには狭いように感じますが、よろしいのでしょうか。

事務局 はい、要件はありますが可能です。都市計画課開発指導係や建築指導課へ意見照会を行っておりますが問題ございませんでした。

議 長 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 2 号については、転用に係る面積が 3 0 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 2 号は、転用に係る面積が 3 0 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 3 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第 3 号の説明をさせます。

事務局 議案第 3 号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和元年 1 0 月 2 4 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 3 号 朗読し説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第 3 号について、調査班、お願いします。

調査班 非農地 4 2 7 番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の東は畑ですが、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、2 0 年以上非農地であることを証明する資料として、平成 1 0 年撮影の空

中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地428番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の西と北は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和元年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外68番について報告します。

本申出は、工場敷地を拡張したいため農振農用区域から除外したいという案件です。

事業計画の概要については、資材置場として申出地を利用したいというものです。申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周辺の状況は、東は「宅地」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員4m」、北は「畑」です。排水計画は、雨水のみ敷地内浸透です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用区域内の農地」です。農用区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われまます。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われまます。

農振除外69番について報告します。

本申出は、一般住宅建築のため農振農用区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周辺の状況は、東は「市道幅員10m」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「認定外道路幅員1m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、敷地内浸透、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用区域内の農地」です。農用区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、規則第33条第4号の集落接続に当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われまます。

農振除外70番について報告します。

本申出は、一般住宅建築のため農振農用区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周辺の状況は、東は「田」、西は「田」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、敷地内浸透、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用区域内の農地」です。農用区域の変更が完了すると「第1種農地」

に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、規則第33条第4号の集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」は、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号の変更については、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和元年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号利用権設定関係の89番、118番、153番、191番、412番について、議席番号13番 相場重雄委員が、185番、186番、216番、229番、254番、255番、271番、303番、333番、344番について、議席番号11番 谷正雄委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割し

て審議させていただきます。ご了承願います。
議案第5号利用権設定関係の89番、118番、153番、191番、
412番について審議します。相場重雄委員の退室をお願いします。

(相場委員 退室14:38)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の89番、118番、
153番、191番、412番については、計画のとおり承認すること
に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の89番、
118番、153番、191番、412番は、計画のとおり承認するこ
とに決定いたしました。

(相場委員 入室14:39)

続きまして、議案第5号利用権設定関係の185番、186番、21
6番、229番、254番、255番、271番、303番、333番、
344番について審議します。谷 正雄委員の退室をお願いします。

(谷委員 退室14:40)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の185番、186
番、216番、229番、254番、255番、271番、303番、
333番、344番、については、計画のとおり承認することに賛成の
委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の185番、186番、216番、229番、254番、255番、271番、303番、333番、344番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。谷 正雄委員の入室をお願いします。

(谷委員 入室14:41)

続きまして、議案第5号利用権設定関係の89番、外14件以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号利用権設定関係の89番、外14件以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の89番、外14件以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和元年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時42分閉会